
えびの市都市計画マスタープラン

《概 要 版》

平成 26 年 8 月

宮 崎 県 え び の 市

《目 次》

都市計画マスタープランの概要	1
都市計画マスタープラン全体構想	2
まちづくりの理念と目標	
将来都市構造	
都市計画マスタープラン分野別方針	5
土地利用の方針	
都市施設の整備方針	
自然環境保全の方針	
都市環境形成の方針	
都市景観形成の方針	
市街地整備の方針	
災害に強いまちづくりの方針	
都市計画マスタープラン地域別構想	9
東部地域	
中部地域	
西部地域	
都市計画マスタープランの実現に向けて	15

都市計画マスタープランの概要

位置づけ

都市計画マスタープランとは、えびの市の今後のまちづくりの方針を記したものである。都市計画法第 18 条の 2 において、市町村は、「市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるもの」とされており、この基本的な方針を定めたものが「都市計画マスタープラン」である。

役割

本計画は、本市における長期的な視点に立った都市の将来像や土地利用を明確にするとともに、具体的な将来のあるべき姿を明示し、都市づくりの課題とそれに対応した整備等に関する方針を明らかにすることにより、本市における都市計画の総合的な指針としての役割を果たすものである。

目標年次

「平成 38 年度」
修正や見直しについては、社会情勢の変化、各種計画の変更など、本市を取り巻く情勢の変化を踏まえて、必要に応じて行うこととする。

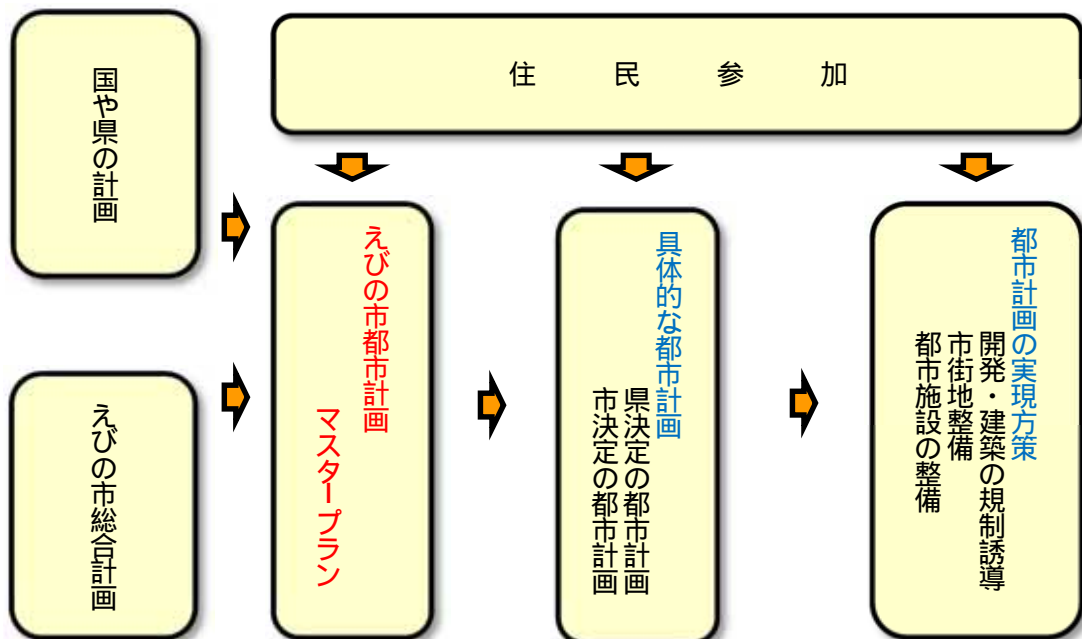
計画対象地域

原則「都市計画区域」を計画対象区域とするが、市全域を対象区域として設定する。

計画の構成

全体構想：市全体のまちづくりの方針を示すものであり、基本構想と分野別方針を整理する。

地域別構想：地域別まちづくりの目標、及び地域別まちづくり方針を設定する。



都市計画マスタープラン全体構想

まちづくりの理念と目標

本市の第5次えびの市総合計画では、『大自然と人々が融合し、「新たな力」が躍動するまち えびの - 南九州の交流拠点都市を目指して - 』を将来像とし、5つの基本目標を定めている。

本計画においても、これらの将来像と目標を継承し、「豊かな自然と産業を活かした住みよいまちづくり」をまちづくりのテーマとする。

(まちづくりのテーマ) 「豊かな自然と産業を活かした住みよいまちづくり」

目標1 豊かな自然を活かしたまちづくりを推進します

四季折々の顔を見せ、霧島ジオパークとして知られるえびの高原や矢岳高原、県内唯一の温泉郷である京町温泉などの温泉資源は本市の貴重な財産である。また、平野部には川内川が流れ稲作を中心とした農地が広がり、本市を代表する景観を形成している。このように本市は自然環境や観光資源に恵まれた、緑豊かな田園都市である。これらの優れた地域特性を積極的かつ有効的に活用することにより、他の都市と異なる個性豊かな魅力あるまちづくりを推進する。

目標2 産業の振興を図るまちづくりを展開します

本市は基幹産業の低迷や若年層の流出による過疎化、超高齢化社会への移行・対応が問題となっている。しかしながら、本市は、宮崎、鹿児島、熊本の県境にあり、九州縦貫自動車道や東九州自動車道などの高速交通網の整備により、福岡や熊本、鹿児島などの九州の拠点都市とを結ぶ交通の結節点であり、人的・物的な交流拠点都市となる可能性を有している。これらの優れた地域特性を積極的かつ有効的に活用することにより、産業の振興を図りながら、本市の活性化に向けたまちづくりを展開する。

目標3 安心して暮らせる、快適なまちづくりを推進します

本市は3町合併により誕生したことから、3地域の均等な発展を目指してきたが、その結果、道路、公園、排水施設などの都市基盤の整備は遅れているのが現状である。これからは、それぞれの地域の特性を生かした効率的、効果的な整備が望まれている。3地域が持つ、優れた地域特性を積極的かつ有効的に活用することにより、それらを反映した都市機能の集積を促進し、コンパクトな都市づくりを推進する。

また、自然環境に配慮した都市基盤の整備など、人や環境にやさしいまちづくりを進め、子どもから高齢者まで安心して暮らせる快適なまちづくりを推進する。

将来都市構造

都市機能配置の考え方

東部地域、中部地域、西部地域の3つの市街地を、役割を持たせた都市拠点として設定する。

都市拠点間を国道221号と国道268号が結び、その沿道は都市形成軸の役割を果たす。その他、都市拠点間を結ぶ道路として、主要地方道京町小林線とえびの中央線が国道の役割を補完する。

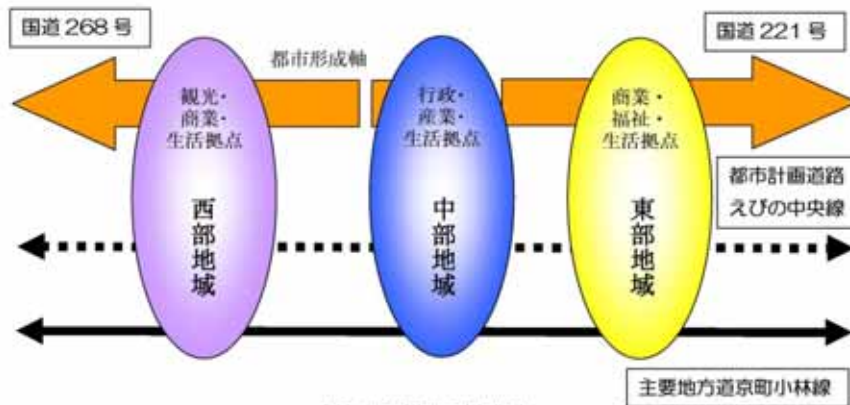


図 都市構造の模式図

ゾーン

地域の特性を生かしたゾーンの配置を行い、それぞれの特性に応じた土地利用を展開し、環境に配慮したコンパクトな都市づくりを進める。

<p>都市ゾーン</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市活動や都市生活の中心となるゾーン ○ 都市形成軸を骨格として拠点を有機的に結び、コンパクトにまとめた市街地の形成を図る。 ○ 賑わいとゆとりある市街地環境を創出する役割を担う。 	<p>森林ゾーン</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 主に森林の保全を図るゾーン ○ 森林が持つ多面的機能の保全を図るとともに、市民および観光客の憩い・交流の場としての役割を担う。
<p>田園住宅ゾーン</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 良好な田園環境の保全を図るゾーン ○ 営農環境の維持を図るとともに、人と自然の交流や都市と農村の交流を提供する役割を担う。 	<p>環境保全ゾーン</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ えびの高原周辺の自然環境を保全するゾーン ○ 貴重な自然環境を保全するとともに、自然との共生に配慮しながら観光地としての整備を図り、人々にやすらぎとるおいをもたらす役割を担う。

軸

東西の骨格となる国道221号および国道268号を、都市内外の交流を促進し市街地形成を進める都市形成軸として位置づける。

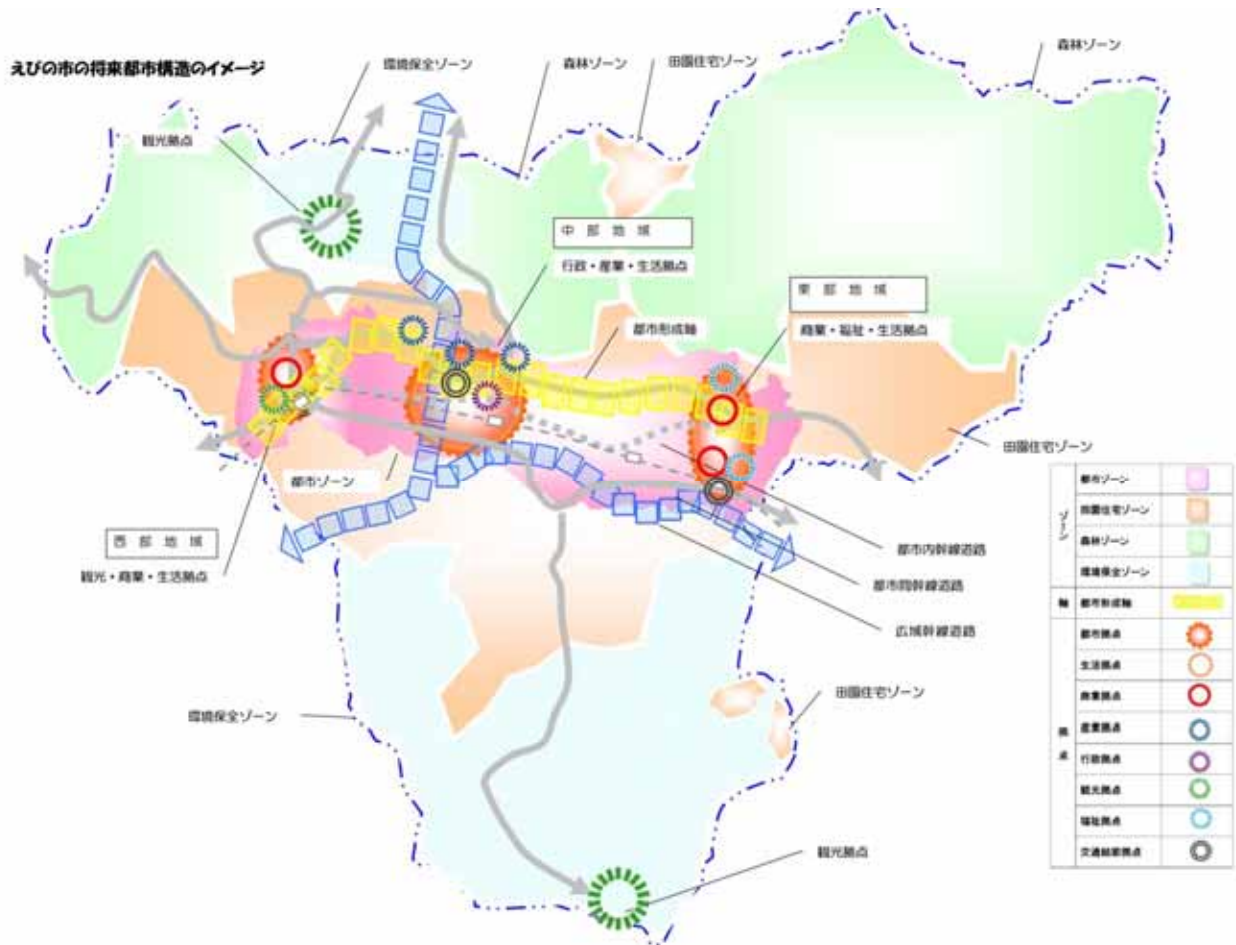
<p>都市形成軸</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市を形成する骨格となる軸 ○ えびの市の都市拠点を結び、都市の一体性を確保する役割を担う。
---------------------	---

拠点

地域の特性に応じて拠点として位置づけ、都市機能の集積を促進し、地域の拠点性を高める。

 <p>都市拠点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 商業・業務、行政、医療、教育機能など多様なサービスを提供する都市生活の中心的な役割を担う。 	 <p>行政拠点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ えびの市の行政機能の役割を担う。
 <p>生活拠点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 良好な居住環境の形成を図り、えびの市の中心的な居住機能の役割を担う。 	 <p>観光拠点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民および訪れる人に、自然とのふれあいやうるおい、やすらぎを提供する役割を担う。
 <p>商業拠点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の特性を活かした特色ある商業業務施設の集積を図り、えびの市の中心的な商業機能の役割を担う。 	 <p>福祉拠点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療施設や福祉施設の集積を図り、えびの市の中心的な医療・福祉機能の役割を担う。
 <p>産業拠点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 周辺環境に配慮しつつ、工場や流通業務施設の集積を図り、えびの市の中心的な産業機能の役割を担う。 	 <p>交通結節拠点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ひと、もの、情報の交流や連携を高める役割を担う。 ○ 国際交流、都市間交流を促進し、都市活力を創出する役割を担う。

えびの市の将来都市構造図



都市計画マスタープラン分野別方針

土地利用の方針

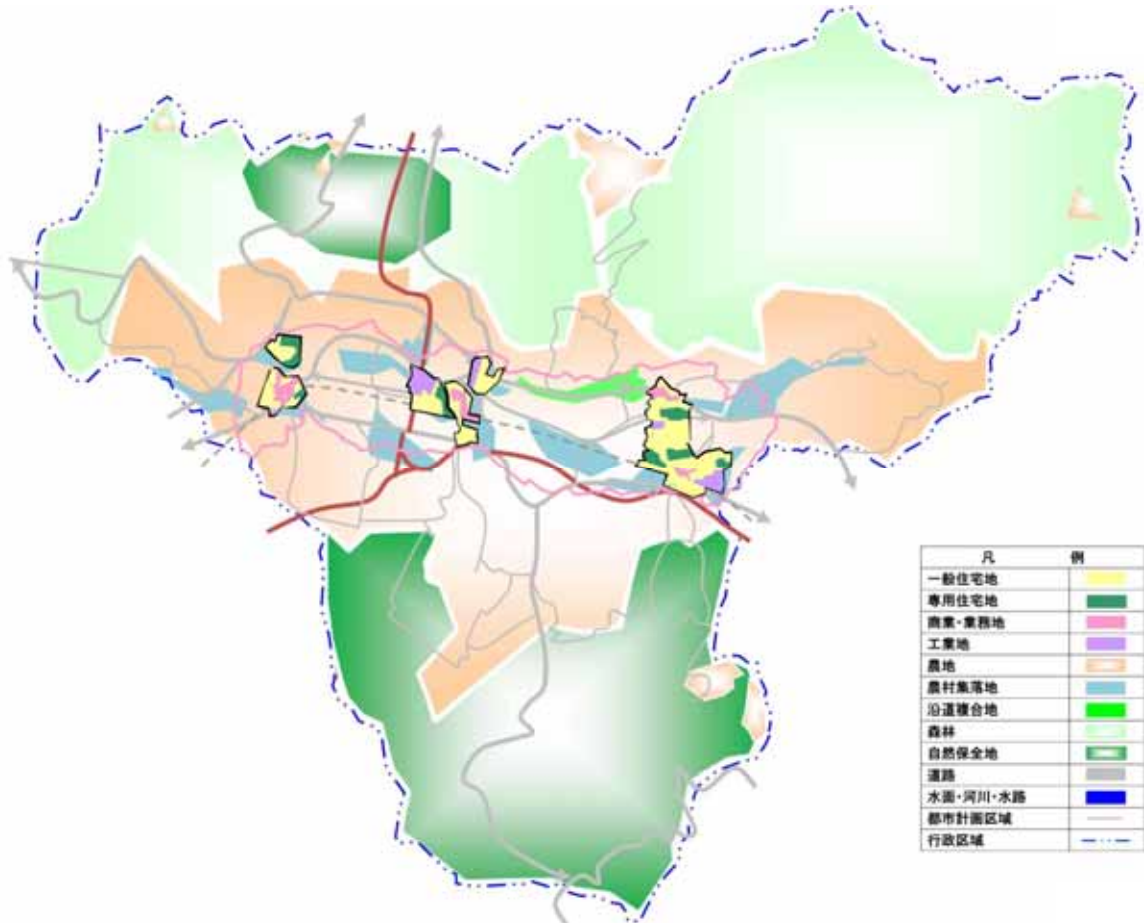
基本方針

本市の都市構造の目指す方向は、広域交通網を背景とした産業機能の向上と観光振興に対応したまちづくりであり、それらを基本にした居住環境の改善が求められる。

3つの都市拠点内の都市計画道路周辺に市街地を配置する。

東部地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 商業集積地区が2箇所に分かれ、地域東側には地場産業を中心とした工業地がある。商業集積地区周辺は医療・福祉施設が集積しており、これらを中心として住居系土地利用の配置を行う。
中部地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本市の行政拠点として行政機能、流通・業務機能、文化交流機能の充実を図り、これらを中心として住居系土地利用の配置を行う。
西部地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本市の観光拠点として、温泉観光の機能向上を目指し、観光交流機能を創出し、これらを中心として住居系土地利用の配置を行う。
都市拠点以外の地区	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市拠点以外の市街地周辺農地については、農業が本市の基幹産業であるため、農地の保全を原則とする。 ○ 山、川の貴重な自然環境を保全するとともに、自然と調和した観光地としての役割を担う自然環境保全ゾーンを配置する。

土地利用方針図



都市施設の整備方針

道路

道路網の骨格を形成する国道、主要地方道、県道の整備を促進する。

安全・安心・快適な道路環境を確保するため、予防保全型の管理に転換するとともに、計画的な維持管理に努める。

都市計画決定から長期間未着手となっている都市計画道路については、必要性や位置づけに変化が生じている可能性があり、総合的な見直しを進めるとともに、都市計画道路の計画的な整備を推進する。

防災拠点間の避難路となる道路については、災害時の安全確保に考慮した整備を推進する。

少子高齢社会、街なか居住等に対応して、すべての人が安全・安心・快適に移動できるよう、バリアフリー及びユニバーサルデザインに配慮した交通環境の整備に努める。

自然や歴史・文化等地域の特性を踏まえた景観の魅力向上に配慮した道路の整備に努める。

えびの市地域公共交通総合計画に基づき、既存の交通ネットワークを活用しながら、通勤や通学、通院、買い物等の日常生活の利便性のほか、観光分野も考慮した交通体系の構築を図る。

公園・緑地

公園・緑地は市街地内の貴重なオープンスペースであることから、人々の多様なニーズに応える場として、地域の実情に応じた公園の計画的な整備に努める。

市民の意見を反映しながら「緑の基本計画」を策定していくとともに、今後の都市公園等の整備は「緑の基本計画」に基づいて行うことを基本とする。

児童、高齢者、障がい者等、すべての市民が安心して公園や緑地を利用できるように、ユニバーサルデザイン化を推進する。

霧島錦江湾国立公園や矢岳高原県立自然公園については、開発と自然保護の調和を図るとともに、景勝地の良好な保全に努め、国や県と連携しながら有効活用に努める。

公園の整備や改修にあたっては、市民の多様なニーズを反映するため、計画段階から市民参画を推進する。

河川・下水道等

洪水等の水害の危険性が高い河川については、計画的な河川改修をすすめ、市民が安心できる安全な川づくりに努める。

本市の都市計画区域における下水道等の整備は、維持管理及び財政状況から困難なため、合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の整備を推進し、生活雑排水等の河川への流入を防止し、河川の豊かな自然環境を保全する。

上水道

川内川上流の表流水に代わる、災害に強くより安定した第2水源の確保を図る。

埋設管や浄水場等の施設の老朽化に対し、更新整備を継続し、市民に対する安定的な給水の確保に努める。

更新時には、施設の耐震化をすすめ、災害時におけるライフラインとしての機能を発揮できるように努める。

地域住民の高齢化等の影響により地元での管理・運営が困難になりつつある簡易水道の上水道への統合を進める。

低水圧地区や水道未普及地区の解消を行う。

住宅

新たに住宅を新築、購入した方に対して支援を行うとともに、移住者への支援も推進する。さらに、空き家バンク登録件数の増加を図り、定住希望者のニーズに応じた住宅情報の提供を行う。

民間住宅の耐震診断及び耐震改修に対する助成制度を継続し、市民による耐震診断の実施を促進する。

老朽化の著しい市営住宅団地については、適正な規模に統廃合を行いながら、計画的な建替えを継続し、市営住宅団地として適正な整備の充実を図る。

住まいのバリアフリー化に対する助成制度をすすめ、高齢者や障がいのある人が不便なく在宅生活を継続できるように努める。

自然環境保全の方針

霧島錦江湾国立公園・矢岳高原県立自然公園の自然環境や生態系を保全する活動を継続し、市民とともに、良好で豊かな自然環境を後世に引き継ぐ。

歴史的意義の高い史跡や社寺の境内の樹木は、自然環境資源として重要な役割を持っているため、積極的な保全を図る。

市街地内外に広がる河川、森林等を、生態系及び治水・保水機能の保全や都市活動による環境負荷の低減等を担う環境保全系統の自然環境として位置づけ、保全する。

都市環境形成の方針

生活排水対策総合基本計画の推進により生活排水の直接的な河川への排出を抑制すると共に、浄化槽設置整備事業等により生活排水処理を推進し、ため池・河川等、公共用水域の水質を保全する。

市民や事業者と一体となった4R（リフューズ：拒否、リデュース：消費削減、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）の取り組みを継続し、循環型社会の形成を図る。

えびの市美化センター・えびの市一般廃棄物最終処分場・えびの市環境センターなどの各施設は、適正な維持管理により延命化を図り、施設の計画的な改修と更新に努め、安定的な運営を確保する。

地球環境に配慮し、日常生活における環境への負荷を低減するため、省エネ行動や住宅の省エネ化の普及を図り、二酸化炭素排出の少ないライフスタイルを促進する。

近隣自治体と協調し、ごみ処理施設の有効利用について協議・検討していく。

都市景観形成の方針

本都市計画区域では、カルデラ盆地の中央に市街地が形成されており、周囲の山々の美しい自然的景観と調和した良好な街並み景観の創出を図る。

主要な観光拠点を結ぶ幹線道路や都市計画道路については、自然的景観の保全にも配慮しながら、観光資源として特徴のある沿道景観の創出に努める。

市内に点在する古墳や田の神さあを保全し、地域景観の保全を図る。

良好な景観整備を市民と協働により計画的・総合的に推進するため、景観形成に関する方針や基準などを定めた景観計画の策定を行う。

市街地整備の方針

これまでの市街地整備は、東部地域、中部地域、西部地域の3地区を核に市街地の拡大を目的とした施策を展開させてきたが、これまでの施策を転換し、既成市街地の再構築に重点を置き、既存の都市施設を活用したコンパクトなまちづくりに対応した市街地整備を推進する。

住宅政策等と連携した住みよい環境の形成に取り組むとともに、交流人口の増加を目的とした街並みの整備や交通アクセスの向上、商業政策との連携を図る。

高齢者の健康づくりや趣味活動等の交流施設整備により、高齢者の自立・社会参加を促進し、生きがいをもちながら住みなれた地域で安心して生活できる環境整備を図る。

災害に強いまちづくりの方針

農地は雨水を一時的に貯水することで、都市地域（下流域）における浸水を軽減する機能を有していることから、農地を適正に管理していくことは安全・安心な暮らしを確保することに繋がるため、防災の観点からも農地を支える集落の維持・活性化に努める。

災害時において物資の輸送や消火活動等の緊急活動を迅速・円滑に実施するため、道路ネットワークの構築に努める。

災害時に避難場所として重要な学校施設を始めとした公共施設の耐震化や浸水対策等を検討し、災害に強いまちづくりを推進する。

都市計画マスタープラン地域別構想

東部地域

地域づくりの将来目標

地域づくりの将来目標を以下のように定める。

将来目標 良好な住環境と都市機能が調和したまち

国道 221 号沿線とえびの飯野駅周辺の商店街への商業・業務施設の集積を図り、医療施設や福祉施設、教育施設が充実している良好な生活環境を形成し、地場産業の一大拠点地として、産業と一体化した住商工のバランスのとれた地域の創造を目指す。

地域づくりのコンセプト

以下に地域づくりのコンセプトを示す。

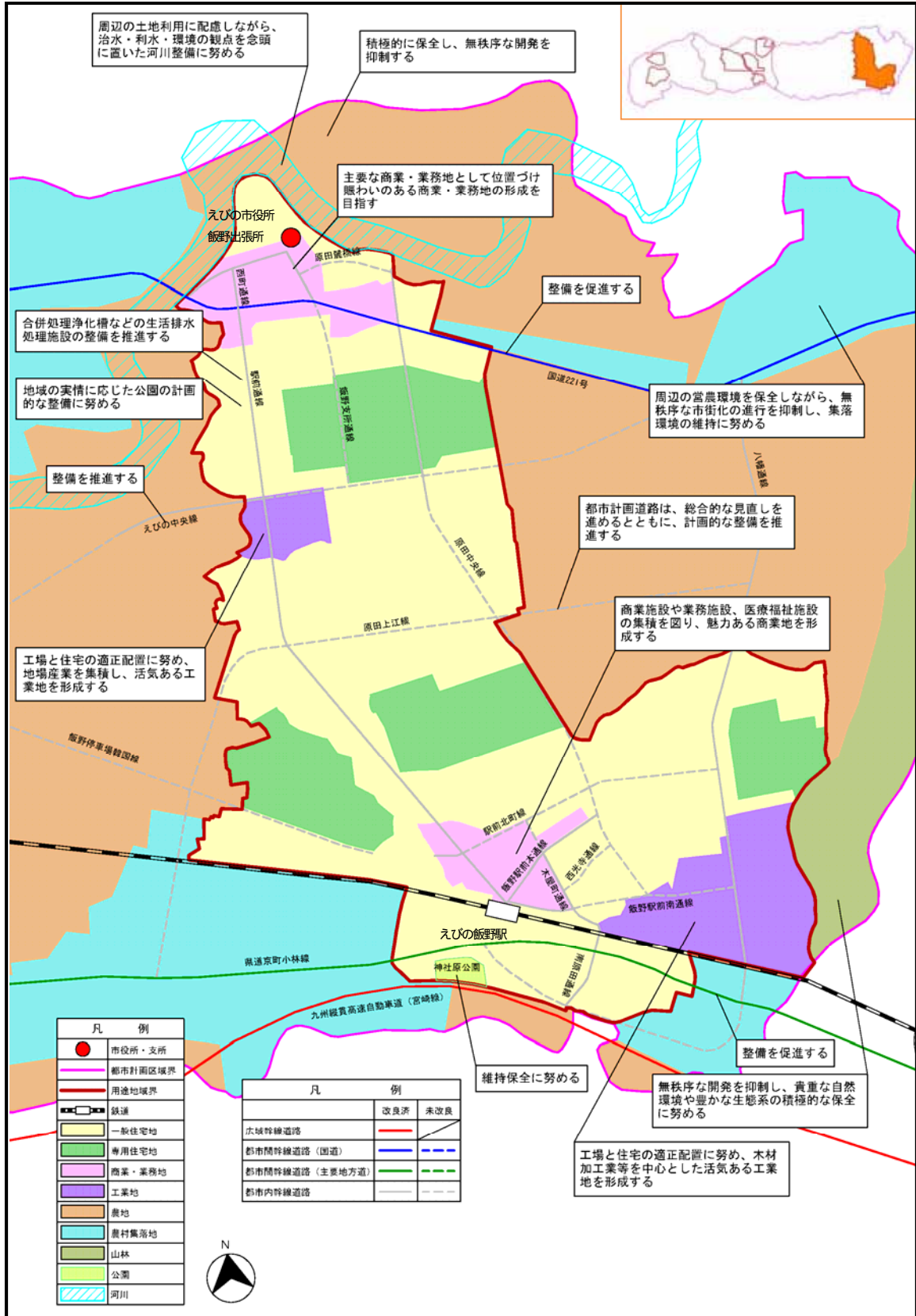
医療施設や福祉施設等の生活拠点として施設が充実していることから住環境の向上を図る。

国道 221 号、県道京町小林線、えびの中央線を東西の軸として、県道えびの飯野停車場線、県道原田杉水流線を南北の軸として円滑なアクセスを図る。川内川一帯に広がる良好な水田地帯や中山間部に広がる畑地を保全し、住環境と営農活動の調和を図る。

地域づくりの方針

地域づくりの方針図を以下に示す。

東部地域の地域づくり方針図



中部地域

地域づくりの将来目標

地域づくりの将来目標を以下のように定める。

将来目標 行政・公共機能が集約された活気のあるまち

えびの市の核として市役所を中心とした行政機関及び商業施設の集積度を高め都市機能の充実を図り中心地域の質的向上をめざす。一方コミュニティ施設の充実を図り文化水準の向上をめざす。

九州を一周する高速道路網の全線開通に伴い高速・広域自動車交通網の積極的な活用を図るため、用途地域内農地の基盤整備を優先的に推進し、流通業務系用地として土地利用を図る。

地域づくりのコンセプト

以下に地域づくりのコンセプトを示す。

えびのインターチェンジ周辺の土地利用を推進し、えびの市発展への質的向上を目指す。

3 地域の均等ある発展を目指してきたが、地域特性を生かした中心市街地としての発展が出来なかったことを課題として、行政機関や商工業施設等の都市機能充実を図る。

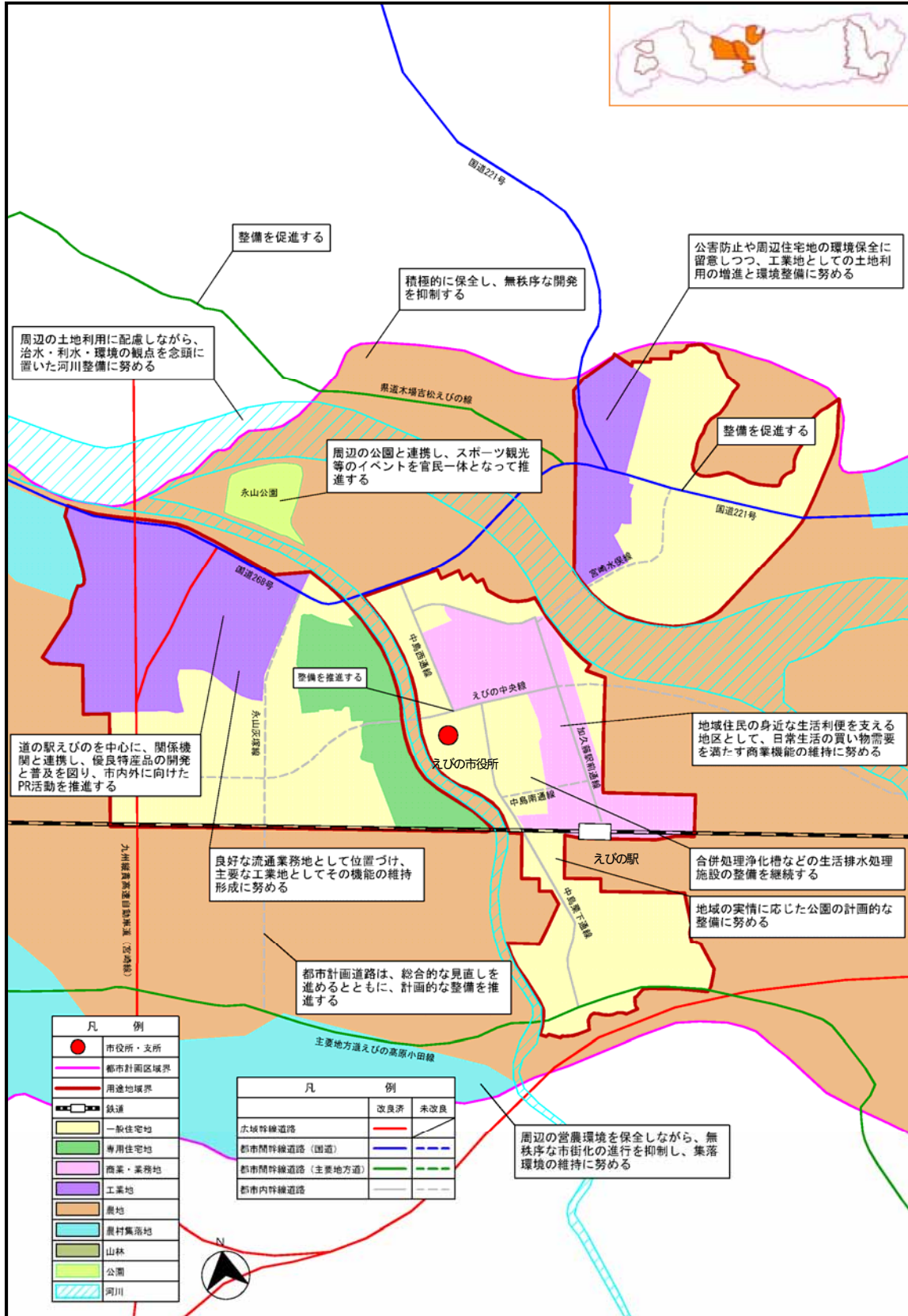
えびの市の顔、道の駅えびのを活用した回遊・滞在型観光の振興を図る。

東部地域・西部地域を結ぶ中心拠点としての道路や公共空間の機能充実を図る。

地域づくりの方針

地域づくりの方針図を以下に示す。

中部地域の地域づくり方針図



西部地域

地域づくりの将来目標

地域づくりの将来目標を以下のように定める。

将来目標 観光・交流ふれあいの輪が広がる魅力あるまち

西部地域の特性を生かした地域づくりをめざす。観光地“京町温泉郷”の再整備に伴う街の活性化を促進し、魅力に満ちた滞在型の観光とリゾートの創造をめざす。

地域づくりのコンセプト

以下に地域づくりのコンセプトを示す。

本市の商業及び生活・観光交流拠点づくりを図る。

県境、西の玄関口として市民と来訪者が交流できる拠点地区として整備する。

「京町温泉郷」を「人のふれあいと交流」の場として、「田園観光都市えびの」の観光形成軸を西部地域とし、中部地域と東部地域とのネットワーク化を図る。

都市計画マスタープランの実現に向けて

実現に向けての基本的な考え方

都市計画マスタープランは、上位計画である第5次えびの市総合計画に基づき、関連部門との連携を図りながら、将来都市像の実現に向けて取り組むものとする。また、分野別方針を具体化するためには、市民と行政との協働によるまちづくりを基本とする。

市民と行政との協働によるまちづくり

都市計画マスタープランの実現に向け、市民と行政がまちづくりの理念や目標、将来都市像を共有し、市民や企業、行政などの各主体が協力しながら、責任と役割を分担する協働によるまちづくりを基本に進める。

このため、行政は都市計画マスタープランや都市計画に関する情報公開を積極的に進め、市民が求める情報の提供に努める。

また、市民参加の形態や機会の多様化を図り、様々な市民のまちづくりへの参画を促進し、市民が主体となったまちづくり活動の積極的な支援を図る。

都市計画マスタープランの効果的・効率的な運用

都市計画マスタープランに示された分野別方針に基づき、様々な手法・制度の中から、本市や地域の実情にふさわしい手法を活用するとともに、効果的・効率的なまちづくりの推進に努める。

都市施設整備や市街地開発事業の推進

将来都市像の実現に向けては、道路や公園等の都市施設の整備の推進が必要になるが、これらの実施にあたっては費用対効果等を踏まえながら、都市整備上重要度の高い事業やニーズの高い事業への重点的な投資に努める。

今後、新たに必要性がでてきた都市施設等については、都市計画の決定により都市計画に位置づける。

また、都市計画決定以降、長期未着手となっているものについては、必要性や実現性等を踏まえて都市計画の見直しを行う。

推進体制の整備

多様化する市民ニーズを反映したまちづくりの推進においては、都市計画マスタープランで示した分野別方針以外の産業振興、福祉、教育等、他分野と連携した取組や、関連する各部門における計画との調整を行う等、庁内組織体制の連携を図る。

また、広域的な事業や、様々な関係機関との協力が必要な事業については、都市計画マスタープランで示す方針をもとに、周辺市町村や国、県、関係機関との連携を図り、円滑なまちづくりを進める。